

主催：株式会社KACHIEL

第3期：資産税完全マスター研究会②

生前対策①
遺言提案・遺言執行

令和3年5月10日（月）



税理士法人レディング 代表
税理士・公認会計士 木下勇人

・相続対策

・事業承継対策

クライアント毎への当てはめ

3. 節税対策

2. 納税資金対策
分割調整資金対策

1. 「争続」対策

0. 認知症リスク

感情論

資産移転プランの検討（会社オーナー1）（初回分の再掲）

個人（父）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	葬式費用	×××
上場株式等	×××	基礎控除	×××
不動産（自宅：同居）	×××		
生命保険（死亡保険）	×××		
自社株（60%）	×××		
会社貸付金	×××		
会社建物敷地	×××		

個人（母）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	葬式費用	×××
上場株式等	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		
自社株（40%）	×××		

問題点は？

個人（長男）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	基礎控除	×××
上場株式等	×××		
生命保険（死亡保険）	×××		

個人（長女）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		

資産移転プランの検討（会社オーナー3）（初回分の再掲）

個人（父）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	葬式費用	×××
上場株式等	×××	基礎控除	×××
不動産（自宅：同居）	×××		
生命保険（死亡保険）	×××		
会社貸付金	×××		
会社建物敷地	×××		

個人（母）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	葬式費用	×××
上場株式等	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		

問題点は？

個人（長男）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	基礎控除	×××
上場株式等	×××		
自社株（100%）	×××		
生命保険（死亡保険）	×××		

個人（長女）B/S（相続税評価額）

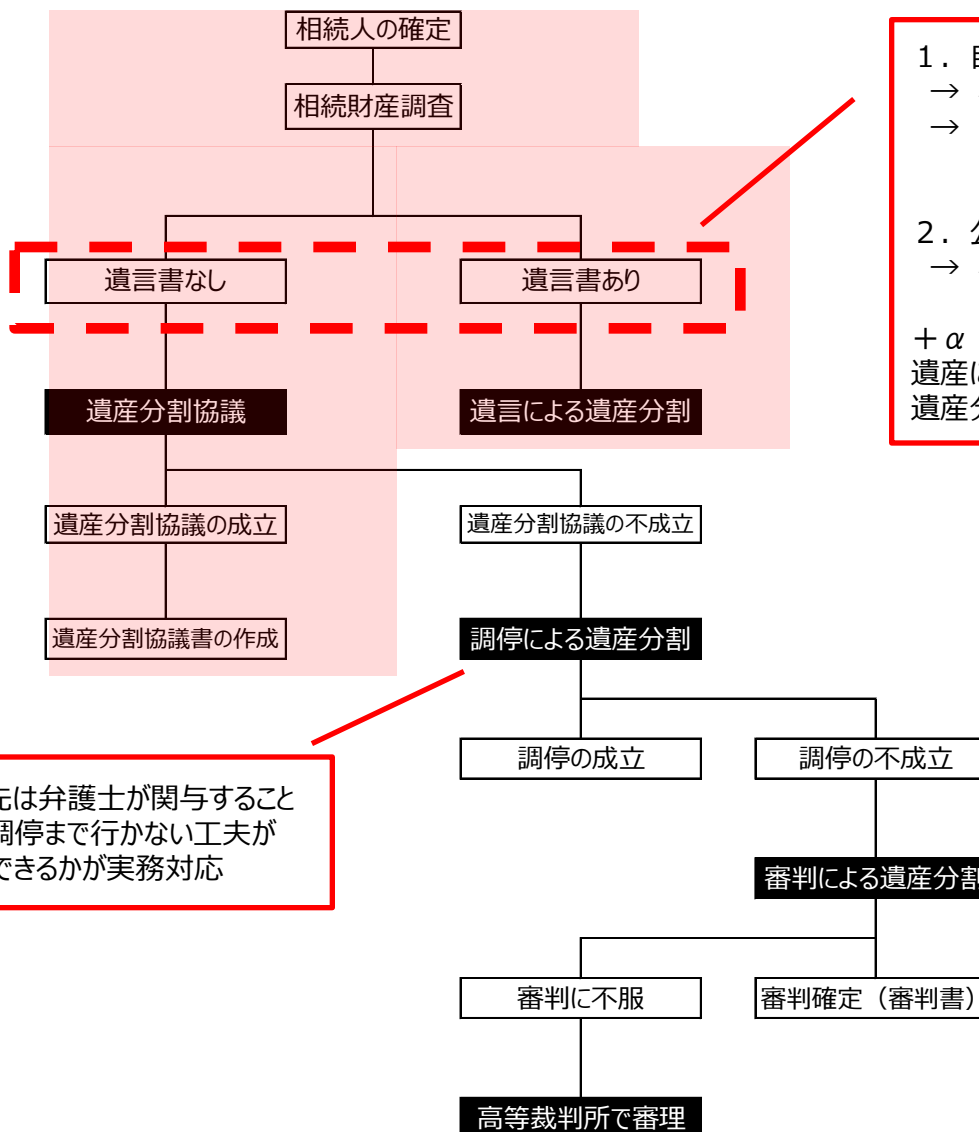
現預金	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		

遺言制度概要

- (1) 身分行為（結婚・離婚・養子縁組・養子離縁等）
- (2) 遺言（自筆証書・公正証書等）の作成・書換**
- (3) 預貯金の入金手続
- (4) 証券会社の売買指示
- (5) 生命保険契約関係
（新規契約の締結、既存契約の契約内容変更、保険金請求等）
- (6) 贈与契約（現金、不動産、自社株等）
- (7) 自社株売却（M&A、関連法人等）
- (8) 不動産関連行為（売買、建築、建替、管理等）
- (9) （収益物件の購入・建築に伴う）金銭消費貸借契約
- (10) 議決権行使（株主総会・取締役会等）
- (11) 信託契約（生産緑地は保全不可）、任意後見契約
- (12) 遺産分割協議
- (13) 相続放棄
- etc

遺産分割の基本的な流れ

- 1. 相続発生時
→ 遺言の有無は必須確認事項
- 2. 生前対策時
→ 遺産分割の必要のない方向へ



- 1. 自筆証書遺言
→ 検認必要
→ 2020年7月10日以降、
法務局保管の場合には不要

- 2. 公正証書遺言
→ 検認不要

+ α 分割方法を指定した遺言でも
遺産に漏れがあると、漏れた部分は
遺産分割協議となる

ここから先は弁護士が関与すること
が多く、調停まで行かない工夫が
どれだけできるかが実務対応

■ 遺言の種類

1) 普通方式の遺言（民967）

- | | |
|------------------------------|-------------------------|
| 1. 自筆証書遺言（民968） | → 検認必要（民1004①） |
| 2. 公正証書遺言（民969、969の2） | → 検認 不要 （民1004②） |
| 3. 秘密証書遺言（民970） | → 検認必要（民1004①） |

2) 特別方式の遺言（普通方式の遺言が期待できない場合）

→ 全て検認必要（民1004①）

1. 死亡危急時遺言（民976）
2. 伝染病隔離者の遺言（民977）
3. 在船者の遺言（民978）
4. 船舶遭難者の遺言（民979）

→ 実務上、税理士として知っておくべき遺言は **2つのみ**

■遺言による保険金受取人変更の可否

Q.遺言により生命保険金の受取人変更は認められるか否か？

A.認められる（保険法43②、44）。

（保険金受取人の変更）

第四十三条 保険契約者は、保険事故が発生するまでは、保険金受取人の変更をすることができる。

2 保険金受取人の変更は、保険者に対する意思表示によってする。

3 前項の意思表示は、その通知が保険者に到達したときは、当該通知を発した時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、その到達前に行われた保険給付の効力を妨げない。

（遺言による保険金受取人の変更）

第四十四条 保険金受取人の変更は、遺言によっても、することができる。

2 遺言による保険金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人がその旨を保険者に通知しなければ、これをもって保険者に対抗することができない。

＋α

・昭和62年10月29日 最高裁第一小法廷判決

・昭和63年12月21日 大阪高裁判決

生命保険の実務留意点（相続実務：遺言）

私、木下勇人は、次のとおり遺言する。

第〇条 遺言者は、下記生命保険契約の死亡保険金受取人を〇〇〇〇から□□□□（昭和50年11月18日生）に変更する。

平成●●年●●月●●日契約 ●●生命終身保険

契約者 木下勇人

被保険者 木下勇人

証券番号 111111111

死亡保険金 30,000,000円

5 法第六十九条の四第一項に規定する個人が相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条及び次条において同じ。）により取得した同項に規定する特例対象宅地等（以下この項及び第十七項において「特例対象宅地等」という。）のうち、法第六十九条の四第一項の規定の適用を受けるものの選択は、次に掲げる書類の全てを同条第六項に規定する相続税の申告書に添付してするものとする。ただし、当該相続若しくは遺贈又は贈与（当該相続に係る被相続人からの贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）であつて当該贈与により取得した財産につき相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与に限る。第十七項及び次条において同じ。）により特例対象宅地等並びに法第六十九条の五第二項第四号に規定する特定計画山林のうち同号イに掲げるもの（以下この項及び第十七項において「特例対象山林」という。）及び当該特定計画山林のうち同号ロに掲げるもの（以下この項において「特例対象受贈山林」という。）の全てを取得した個人が一人である場合には、第一号及び第二号に掲げる書類とする。

- 一 当該特例対象宅地等を取得した個人がそれぞれ法第六十九条の四第一項の規定の適用を受けるものとして選択をしようとする当該特例対象宅地等又はその一部について同項各号に掲げる小規模宅地等の区分その他の明細を記載した書類
- 二 当該特例対象宅地等を取得した全ての個人に係る前号の選択をしようとする当該特例対象宅地等又はその一部の全てが法第六十九条の四第二項に規定する限度面積要件を満たすものである旨を記載した書類
- 三 当該特例対象宅地等又は当該特例対象山林若しくは当該特例対象受贈山林を取得した全ての個人の第一号の選択についての同意を証する書類

[illegible]

Q. 適用可能宅地等が複数ある場合

A. どの宅地等の誰の取得分について適用するかを選択し「同意」があることが必要

→ **平成26年8月8日裁決**

⇒ 遺言無効確認の訴えがあったとしても、特定適用対象土地の取得者全員の同意書が提出されていない以上、小規模宅地等の特例の適用不可

→ **平成29年1月26日東京高裁判決（確定）**

- ・相続人：長男＆長女ら

- ・適用対象地：A土地（遺言により長男取得）＆ B土地（未分割）

⇒ 相続させる旨の遺言により特例対象宅地等を取得した場合であっても、未分割財産である特例対象宅地等に係る共同相続人全員の選択同意書がなければ小規模宅地特例の適用不可

■ 税理士の視点

特例対象宅地が複数ある場合は、**特例適用に関し全相続人の同意が得られる内容の遺言**を残すことが重要になる！

同族会社へ不動産を遺贈した際の失敗事例

■ 恥ずかしいミス

被相続人（父）は先祖代々相続している雑種地（含み益1億円）を保有しており、創業した同族会社（父60%、長男40%。業績堅調）に駐車場として使用させている。当該土地は事業に不可欠であると判断し、特定遺贈すべく公正証書遺言を作成した。被相続人（父）の相続発生に伴い、準確定申告において「みなし譲渡」として処理し、所得税につき相続税申告において債務控除するとともに、法人側で受贈益として認識した。

■ 考え方

同族会社への譲渡所得の対象資産を遺贈した場合には、①みなし譲渡課税（準確定申告15.315%のみ。所法59①一）し債務控除（相続税申告。相法13,14）、②法人側での受贈益課税、③**同族会社の株主に対するみなし贈与課税（相法9）**、の検証が必要となる。

■ ミス防止策

・3つの注意点を常に検証する。

・①譲渡資産に含み益がない、②同族会社に繰越欠損金が多額にある、③1株当たり株式評価額がマイナス（受贈益計上後）である場合には、同族会社へ特定遺贈で承継させることも検討の余地あり。

・①につき、遺贈する相手次第によっては措法40条（所法59の不適用）の可能性を検証する。

・特定遺贈の場合、被相続人の納税義務を誰が承継するかは現状で問題点あり（通法5①、所法2②）
税務大学校/山田 重将氏/法人に対する不動産の遺贈に係るみなし譲渡所得課税に関する問題点-受贈法人への遺留分減殺請求が行われた場合を中心に-

<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/76/03/index.htm>

相続人以外への包括遺贈がある場合の対応ミス

■ 恥ずかしいミス

被相続人には、相続人として配偶者、長男、長女の3人がいる（総資産5億円）。生前に公正証書遺言を作成しており、そこには長男の子（被相続人の孫。成年者）に「遺産の4分の1を遺贈する」と記載されていた（遺言執行者は弁護士）。孫は遺贈放棄の意思を示したため、遺産分割協議は相続人3人で行い、その協議に基づき相続税申告をした。

■ 考え方

相続税申告における基礎控除の人数は3人であることに間違いない。しかしながら「包括遺贈者は、相続人と同一の権利義務を有する。」と規定されている（民法990）。そのため、遺贈の放棄をする場合は相続人による「相続放棄（民法930）」をしなければ放棄したことにならない。つまり、相続放棄の手続を期限内にとらなければ、遺産分割協議書は相続人3人と包括受遺者1人の合計4人で行う必要がある。

■ ミス防止策

- ・包括遺贈がされている遺言がある場合には、包括受遺者を含んだ遺産分割協議が必要となることを意識する。
- ・保証債務があるなど、緊急性を要する場合があることに注意する。
- ・遺言作成段階で民法・税法の双方を常に意識する。

☑民法

（包括遺贈及び特定遺贈）

第九百六十四条 遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができる。

（包括受遺者の権利義務）

第九百九十条 **包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する。**

（遺言執行者の権利義務）

第千十二条 遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。

2 **遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができる。**

3 第六百四十四条から第六百四十七条まで及び第六百五十条の規定は、遺言執行者について準用する。

☑ 遺贈：一般的に「相続人以外の第三者」へ「遺言」で贈与すること

☑ 包括遺贈：民法990条より、相続財産のみならず、相続債務の負担義務あり

→ 実務的には、相続債務の確定が急務になる

遺贈まとめ（登記）

- ☑ 「遺贈」を原因とする所有権移転登記：単独申請不可
(∵ 贈与の一種。Cf 相続 = 単独申請可能：不登法63②)
 - **遺言者の相続人全員もしくは遺言執行者との共同申請**
(昭33.4.28民甲779号民事局長通達)
 - ただし、遺言書の中で、財産をもらう受遺者自身が遺言執行者に指名されている場合は、登記権利者たる受遺者及び登記義務者たる遺言執行者として1人で登記の申請が可能

- ☑ 「遺贈」を原因とする所有権移転登記：住所変更登記が必要な場合あり
 - 売買による所有権移転登記 or 贈与による所有権移転登記
登記義務者である売主や贈与者の登記上の住所と
住民票の住所が異なる場合：その前提として住所変更登記の申請が必要
 - 遺贈を原因とする所有権移転登記も上記と同様
登記義務者である遺贈者の登記上の住所と
住民登録上の最後の住所地が異なる場合：住所変更登記を申請が必要
 - ①遺贈者の相続人、②遺言執行者、③受遺者のいずれからも可能

Cf：「相続」を原因とする所有権移転登記の場合：住所変更登記は不要

遺贈まとめ（税務以外）

☑ 所有権移転登記に係る不動産取得税 & 登録免許税

取得事由	不動産取得税	登録免許税
相続	非課税	課税標準×0.4%
包括遺贈	非課税	課税標準× 2.0%
特定遺贈	1. 土地及び住宅用家屋 → 課税標準× 3% 2. 事務所・店舗等の家屋 → 課税標準× 4%	課税標準× 2.0%

→ 特定遺贈の場合：
養子縁組している孫と養子縁組していない孫では課税に差が生じる

→ 包括遺贈の場合：
上記ケースでは、不動産取得税に差は無し、登録免許税に差は有り
+ α 問題が生じるのは？

遺贈まとめ（税務）

☑ 特定遺贈の場合における留意点：以下の不適用

- 生命保険金の非課税枠（相法12①五）
- 死亡退職金の非課税枠（相法12①六）
- 債務控除（相法13）
- 未成年者控除（相法19の3）
- 障害者控除（相法19の4）

☑ 特定遺贈の場合における債務控除（相法13）

- 適用対象者：**相続又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈に限る。以下この条において同じ。）**により財産を取得した者
- 原則：特定遺贈には適用されない
- 例外：負担付遺贈の場合には部分的に適用可（相基通11の2-7）

（負担付遺贈があつた場合の課税価格の計算）

11の2—7 負担付遺贈により取得した財産の価額は、負担がないものとした場合における当該財産の価額から当該負担額（当該遺贈のあつた時において確実と認められる金額に限る。）を控除した価額によるものとする。

→ イメージ文：

〇〇市のテナントビルの土地建物の購入建築に係る借入債務を負担することを条件に、その土地建物を遺贈する

遺贈まとめ（税務）

- ☑ 包括遺贈の場合における留意点：以下の不適用（∵≠相続人）
- 生命保険金の非課税枠（相法12①五）
 - 死亡退職金の非課税枠（相法12①六）
 - 未成年者控除（相法19の3）
 - 障害者控除（相法19の4）

ただし、債務控除（相法13）は適用可能

遺言実務概要 ～自筆証書遺言～

■ 概要

- 遺言の全文と日付、名前をすべて自書し、押印する。（民968①）
- 証人不要。
- 加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示する。
これを変更した旨を付記し、署名し、その変更場所に押印が必要。（民968③）

遺 言 書	
本行3字削除 3字加入 山田太郎	第1条 遺言者は、遺言者の全財産を妻である△△△印 〇〇〇 に 相続させる。
	平成〇〇年〇〇月〇〇日
	遺言者 山田 太郎 印

■ メリット

1. 自分で簡単に作成できる。
2. 費用がほとんど生じない。
3. 自筆のため、相続人が筆跡を見ることで心情的な説得力があり、想いを伝えやすい。
4. 誰にも内容を知られずに秘密で作成できる。

■ デメリット

1. 遺言者が自ら作成するので、法的要件を満たさず無効となるリスクがある。
2. 検認の手続きが必要となる。
3. 第三者に変造・偽造されるリスクがある。
4. 遺言を紛失したり、生前に発見されることがある。

→ 個人的な見解としては、公正証書遺言を作成するまでの
緊急避難的な位置づけとしています。

検認手続（民1004）

（遺言書の検認）

第千四条 遺言書の保管者は、相続の開始を知った後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。遺言書の保管者がいない場合において、相続人が遺言書を発見した後も、同様とする。

2 前項の規定は、公正証書による遺言については、適用しない。

3 封印のある遺言書は、家庭裁判所において相続人又はその代理人の立会いがなければ、開封することができない。

（過料）

第千五条 前条の規定により遺言書を提出することを怠り、その検認を経ないで遺言を執行し、又は家庭裁判所外においてその開封をした者は、五万円以下の過料に処する。

- 勘違いしやすいのは、封印していない遺言書でも「検認手続が必要ある」ということ
- 検認手続を経ないと、名義変更（預金や不動産など）の手続きが進まないのも、自筆証書遺言でも「遺言執行者の選任」は必要となる。

■ 必要書類

- ① 検認申立書
- ② 遺言者の出生から死亡時までの全ての戸籍謄本
- ③ 相続人全員の戸籍謄本

検認手続（民1004）

受付印		遺言書検認申立書	
		(この欄に収入印紙800円分を貼ってください。遺言書1通につき収入印紙800円分)	
		収入印紙	
		(貼った印紙に押印しないでください。)	
収入印紙	円		
予納郵便切手	円		
準口頭		関連事件番号 平成 年(家)第 号	
東京家庭裁判所		申立人 (又は法定代理人など)	甲 乙 次 郎
平成 年 月 日		御中の記名押印	
添付書類	遺言者の戸(除)籍謄本(出生から死亡までのもの) 通 相続人全員の戸籍謄本 通		
申立人	本籍	東京都 〇〇区〇町一丁目〇〇番地	
	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇町一丁目2番3号	
	フリガナ氏名	コウオツ ジロウ 甲 乙 次 郎	
遺言者	申立資格	① 遺言書の保管者 2 遺言書の発見者	
	本籍	東京都 〇〇区〇町一丁目〇〇番地	
遺言者	住所	最後の住所地 - 申立人の住所と同じ	
	フリガナ氏名	コウオツ タロウ 甲 乙 太 郎	
		平成 〇 年 〇 月 〇 日 死亡	

申立ての趣旨	
遺言者の自筆原書による遺言書の検認を求めます。	

申立ての理由	
1 申立人は、遺言者から、平成〇年〇月〇日に遺言書を受け取り、申立人の自宅金庫に保管していました。	
2 遺言者は、平成〇年〇月〇日に死亡しましたので、遺言書(封印されている)の検認を求めます。なお、相続人は別紙の相続人目録のとおりです。	

(別紙)

※	本籍	都 道 府 県	〇〇市〇〇町〇丁〇番地
相続人	〒	〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 〇〇アパート〇〇号室
	フリガナ氏名	コウノ ジロウ 大正 昭和 〇 年 〇 月 〇 日 生 平成 (〇 歳)	
	本籍	都 道 府 県	〇〇市〇〇町〇〇×番地
相続人	〒	〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇×番地
	フリガナ氏名	オノ ハナコ 大正 昭和 〇 年 〇 月 〇 日 生 平成 (〇 歳)	
	本籍	都 道 府 県	〇〇市〇〇町〇〇×番地
※			

平成〇〇年（家）第〇〇〇〇号遺言書検認審判事件	
証 明 書	
この遺言書は平成〇〇年〇〇月〇〇日検認されたことを証明する。	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇家庭裁判所
裁判所書記官 〇〇〇〇	
印	

■ 検認の目的

1. 検証

→ 相続人に対して遺言の存在と内容を知らせる

2. 証拠保全

→ 遺言の形状・加除訂正の状態・日付・署名など
検認の日現在における遺言の内容を明確にして遺言
の偽造・変造を防ぐ

■ 留意点

1. 遺言の有効・無効を決定するものではない！

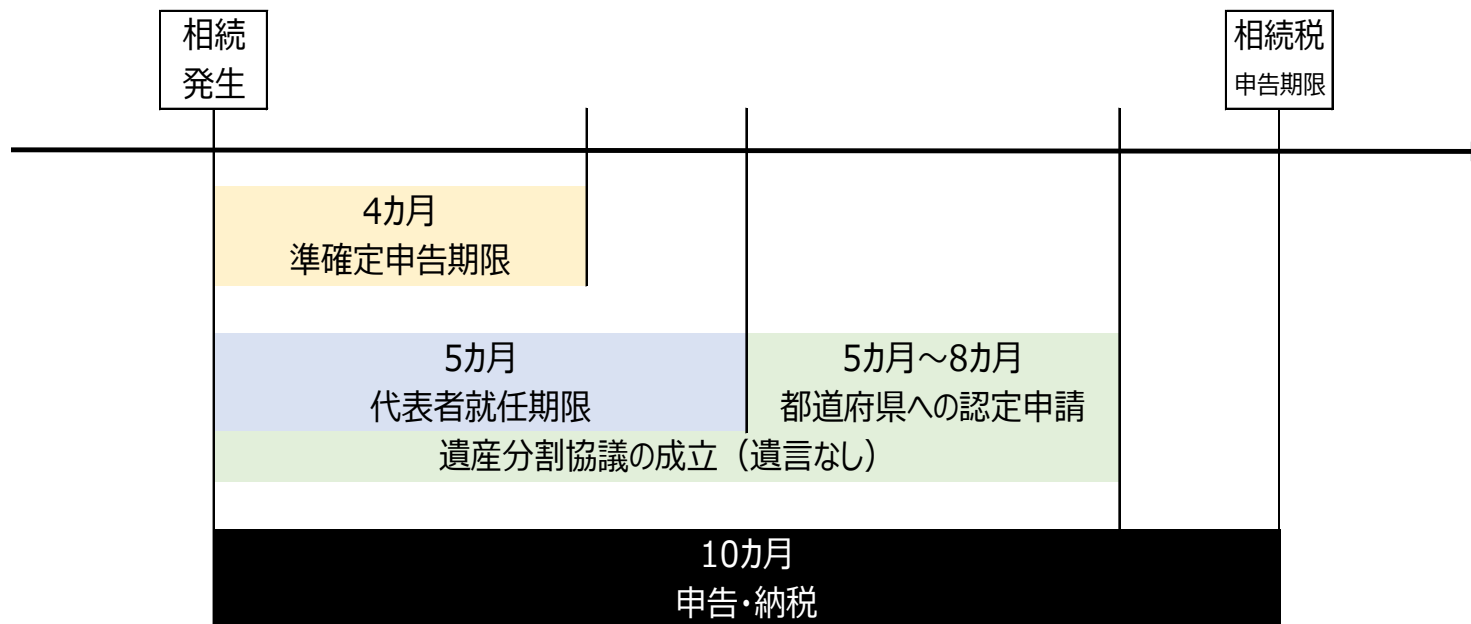
2. 有効・無効については地方裁判所で争う！
（遺言無効確認訴訟）

→ ここで有効だと、遺留分侵害額請求へ

+ α 特例事業承継税制（遺産分割確定：相続税）

■ポイント

- ☑ 相続税の納税猶予制度を適用する場合には、遺産分割確定要件あり
 - 8カ月目までに都道府県への認定申請が必要になるため、そこまでに少なくとも対象株式の分割協議が確定しておく必要あり（一部分割可）
 - 今後は遺言の作成が必須（自筆証書遺言の方式緩和により勧めやすい）



1. 意思能力はあるか？
2. 遺言を本当に書きたいと思っているか？（書いてくれと頼まれて嫌々でないか？）
3. 遺留分を侵害している場合、その事実を認識しているか？
4. 名義変更財産がある場合、その記載は正確か？（不動産、預貯金、証券口座）
5. 予備的遺言は入っているか？
6. 遺言執行者は入っているか？（復任権あり＋予備的遺言）
7. 遺言執行者を自ら（ex木下）を指定してもらう場合には報酬の記載があるか？
8. アパート・マンションなどに紐付きの債務がある場合には、保証人以外の者へ相続又は遺贈させることになっていないか？
9. 特定遺贈の場合、市街化調整区域の田畑については、相続人以外の者へは相続又は遺贈させていないか？
10. 付言事項は入っているか？
11. 節税まで加味した遺言内容となっているか？（若しくは節税についての説明をしたか？）
12. 小規模宅地の特定の適用対象土地を複数の者へ相続又は遺贈させる遺言になっていないか？
13. 債務相続の場合、債務は法定相続分で相続することが原則であるが、税務と銀行実務の違いを意識しているか？

①財産の大半が自宅の場合

→ 小規模宅地等の特例（特定居住用）につき、適用可能性の検討必要

②親の土地の上に、子供が建物を建てている場合

→ 使用貸借により自用地評価。他の子供との関係注意。

③同居している子供と、別居している子供がいる場合

→ 同居している子供に小規模宅地等の特例（特定居住用）あり

④子供の妻に、介護などで世話になっている場合

→ 生前贈与か遺贈かを検証。生前贈与の方がシンプルかも

⑤配偶者が既に亡くなり、次は複数の子供同士が相続人となる場合

→ 特に争続対策。二次相続であり、相続負担が多額なケースが多い

⑥経済的理由などから、子供の中で特に財産を多く与えたい者がいる場合

→ 障害者の場合、特定贈与信託や民事信託も検討余地あり

⑦子供がいない夫婦で、配偶者と共に、親か兄弟姉妹か甥・姪が相続人になる場合

→ このケースは遺言がベスト。配偶者税額軽減の範囲で収まるケースが多い

- ⑧二度以上結婚しそれぞれ子供をもうけた場合、認知した子供がいる場合
→ 特に争続対策。遺産分割はまとまらないため、積極的活用をすすめる
- ⑨遺言により、認知をしたい場合
→ 特に経営者に多い。この場合、財産配分も遺言書に要記載。相続人の数に注意
- ⑩事実婚による内縁の妻がいる場合
→ 配偶者の税額軽減なし + 2割加算の対象のため、納税資金確保がマスト
- ⑪再婚し、妻の連れ子がいる場合
→ 養子縁組していない場合、遺言が無ければ、妻の連れ子に財産を渡せない。2割加算の対象
- ⑫同族会社や個人事業者で、後継者を指定し、株式（事業）を承継させたい場合
→ 事業承継ではマスト。株式のみならず、事業に必要な個人資産があれば、それらも要記載。
→ 事業用土地があれば、特定同族会社事業用宅地等、特定事業用宅地等の検証が必要
- ⑬相続人以外の世話になった人に財産を与えたい場合
→ 2割加算の対象
- ⑭独身の場合
→ 2割加算の対象

遺言実務概要 ～公正証書遺言～

公正証書遺言（民969、969の2、974）

（公正証書遺言）

第九百六十九条 公正証書によって遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。

- 一 証人二人以上の立会いがあること。
- 二 遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授すること。
- 三 公証人が、遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせ、又は閲覧させること。
- 四 遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名し、印を押すこと。ただし、遺言者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。
- 五 公証人が、その証書は前各号に掲げる方式に従って作ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。

（公正証書遺言の方式の特則）

第九百六十九条の二 口がきけない者が公正証書によって遺言をする場合には、遺言者は、公証人及び証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、前条第二号の口授に代えなければならない。この場合における同条第三号の規定の適用については、同号中「口述」とあるのは、「通訳人の通訳による申述又は自書」とする。

2 前条の遺言者又は証人が耳が聞こえない者である場合には、公証人は、同条第三号に規定する筆記した内容を通訳人の通訳により遺言者又は証人に伝えて、同号の読み聞かせに代えることができる。

3 公証人は、前二項に定める方式に従って公正証書を作ったときは、その旨をその証書に付記しなければならない。

（証人及び立会人の欠格事由）

第九百七十四条 次に掲げる者は、遺言の証人又は立会人となることができない。

- 一 未成年者
- 二 推定相続人及び受遺者並びにこれらの配偶者及び直系血族
- 三 公証人の配偶者、四親等内の親族、書記及び使用人

■ メリット

1. 公証人（法律専門家）が作成するので無効となる確率が限りなく少ない。
2. 原本が公証役場で保管されるため紛失や変造・偽造がない。
3. 再発行可能である。
4. 検認手続が不要なので速やかに執行可能となる。

■ デメリット

1. 手間と費用がかかる。
2. 証人2人以上の立会いが必要となるため、証人を通じて遺言の作成と内容が第三者に知られるリスクがある。

- 個人的な見解としては、公正証書遺言をオススメしています。
- ただし、「絶対に無効とならない＝有効となる」という訳ではない！
無効となった訴訟あり。

■ 原本・正本・謄本の違い

1. 原本：

印鑑証明書とともに綴られ、公証役場で遺言者が120歳になるまで保管される

2. 正本：

原本の正規の複製証書で、正本である旨の公証人の認証があるもの
→ 原本と同じ効力

3. 謄本：

原本の正規の複製証書で、謄本である旨の公証人の認証があるもの
→ 原本と同じ効力

⇒ 正本と謄本は、証拠力は同じ

⇒ 平成26年4月以降、公正証書遺言については、原本を作成後パソコンでスキャンしてこれを日本公証人連合会本部で二重に保管することになった。

■ 必要書類等

1. 遺言者の印鑑証明および実印（実印は当日）
→ 遺言者の本人性を確認する資料
2. 遺言者と相続人との続柄がわかる戸籍謄本
→ 相続を受ける相手を特定する資料
3. 財産を相続人以外の人に遺贈する場合には、その人の住民票
→ 遺贈を受ける相手を特定する資料
4. 証人の免許証の写し（＋住民票）、認印（認印は当日）
→ 証人の欠格事由（民974）に該当しないことを特定する資料
5. 不動産が含まれる場合には、登記事項証明書および固定資産評価証明書
→ 相続・遺贈する不動産の特定および手数料算定の元資料
6. その他財産がわかる資料の写しまたは明細一覧表（メモでも可）
→ 相続・遺贈する不動産の特定および手数料算定の元資料

遺言（自筆VS公正証書） メリット・デメリット

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成	遺言者が①②を経て作成 ① 全文、日付、氏名を自筆 ② 押印（認印・母印可）	遺言者が①②③を経て作成 ① 公正証書で遺言の内容を公証人に話す ② 公証人が遺言書を作成 ③ 遺言者・証人2人・公証人が自筆押印（実印）
メリット	● 思い立ったらすぐに作成できる ● 作成費用がかからない ● 内容を他人に秘密にできる	● 遺言書の内容を話すだけで、署名以外は手書きにする必要がない ● 方式の不備により、遺言書が無効になる恐れがない ● 原本は公証役場に保管されるので、偽造・変造・隠匿・破棄の恐れがない ● 家庭裁判所で検認を受ける必要がない
デメリット	● 全文を手書きしなければならない ● 方式などに不備があり、遺言書が無効になることがある ● 偽造・変造・隠匿・破棄の恐れがある ● 相続人に発見されない恐れがある ● 家庭裁判所の検認を受ける必要がある	● 証人が2人必要 ● 公証役場に出向く必要ある ● 作成費用がかかる ● 内容を他人に知られる

公正証書遺言の作成手数料

目的の価額	手数料
100万円以下	5,000円
100万円超200万円以下	7,000円
200万円超500万円以下	11,000円
500万円超1,000万円以下	17,000円
1,000万円超3,000万円以下	23,000円
3,000万円超5,000万円以下	29,000円
5,000万円超1億円以下	43,000円
1億円超3億円以下	5,000万円増すごとに 13,000円を加算
3億円超10億円以下	5,000万円増すごとに 11,000円を加算
10億円超	5,000万円増すごとに 8,000円を加算

例)
財産 1. 6 億円を、子供 2 人に
8, 0 0 0 万円ずつ
相続させる遺言書の場合

$$\begin{aligned}
 &43,000円 \times 2人 \\
 &\quad + 11,000円 \\
 &= \mathbf{97,000円}
 \end{aligned}$$

- 注 1) 手数料は、もらう他人ごとに、もらう財産の価額に応じて計算
 注 2) もらう財産の価額が 1 億円以下のときには、遺言書 1 通につき
 11,000円加算
 注 3) 遺言書は、原本・正本・謄本と 3 部作成し、
 原本は公証役場で、正本と謄本は遺言書が保管する。
 正本と謄本の用紙の枚数分につき、1 枚 250円かかる

遺言実務概要 ～遺留分～

■ 遺留分制度とは

被相続人の財産管理の自由と遺族の生活保障及び資産形成に貢献した遺族の潜在的持分の清算という相続人の保護との調整を図る。

■ 遺留分とは

被相続人の財産の中で、法律上その取得が一定の相続人に保留され、被相続人の自由な処分（贈与・遺贈）に制限が加えられている持分的利益をいう。

→ 遺言（自筆証書・公正証書など）を作成した場合、遺留分の問題が生じる！

■ 遺留分割合

1) 総体的遺留分の割合

①直系尊属のみが相続人である場合

→ 被相続人の財産の3分の1（民1042①）

②それ以外の場合（配偶者・直系卑属・直系尊属の各組合せ）

→ 被相続人の財産の2分の1（民1042②）

⇒ **第3相続順位の兄弟姉妹には遺留分なし**

（遺留分の帰属及びその割合）

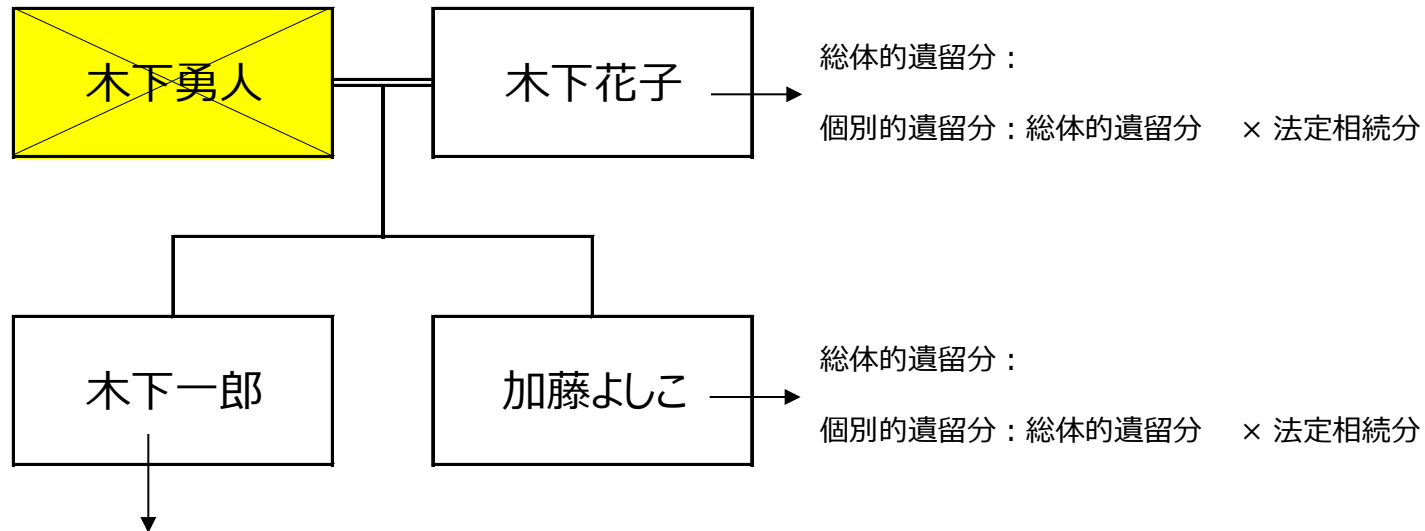
第千四十二条 兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、次条第一項に規定する遺留分を算定するための財産の価額に、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合を乗じた額を受ける。

- 一 直系尊属のみが相続人である場合 被相続人の財産の三分の一
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 被相続人の財産の二分の一

2) 個別遺留分の割合

→ 総体的遺留分の割合に法定相続分の割合を乗じたもの

■ 配偶者・直系卑属



総体的遺留分：

個別的遺留分：総体的遺留分 × 法定相続分

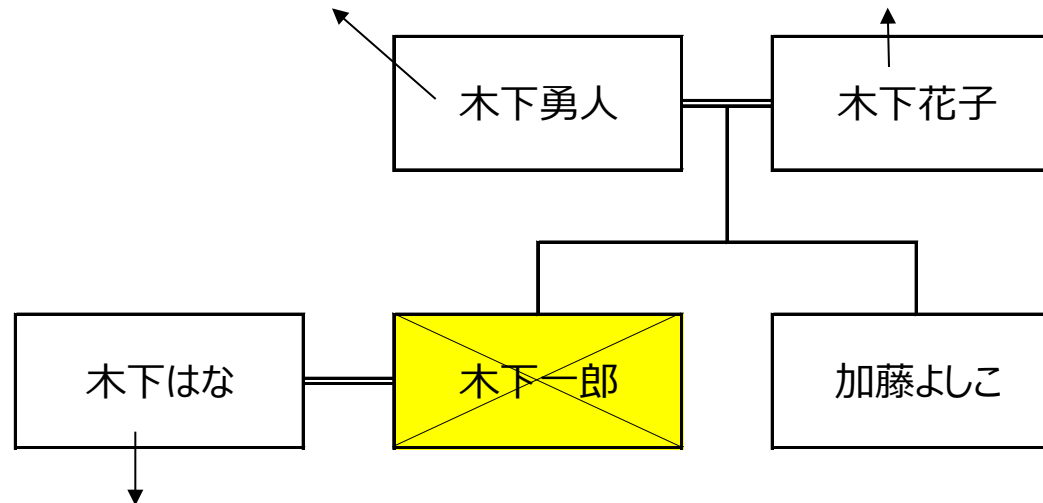
■ 配偶者・直系尊属

総体的遺留分：

個別的遺留分：総体的遺留分 × 法定相続分

総体的遺留分：

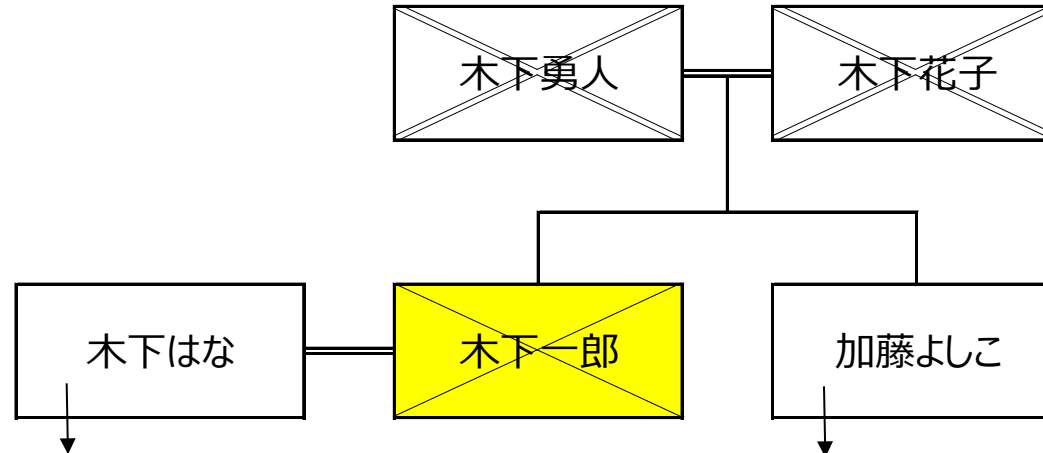
個別的遺留分：総体的遺留分 × 法定相続分



総体的遺留分：

個別的遺留分：総体的遺留分 × 法定相続分

■ 配偶者・兄弟姉妹



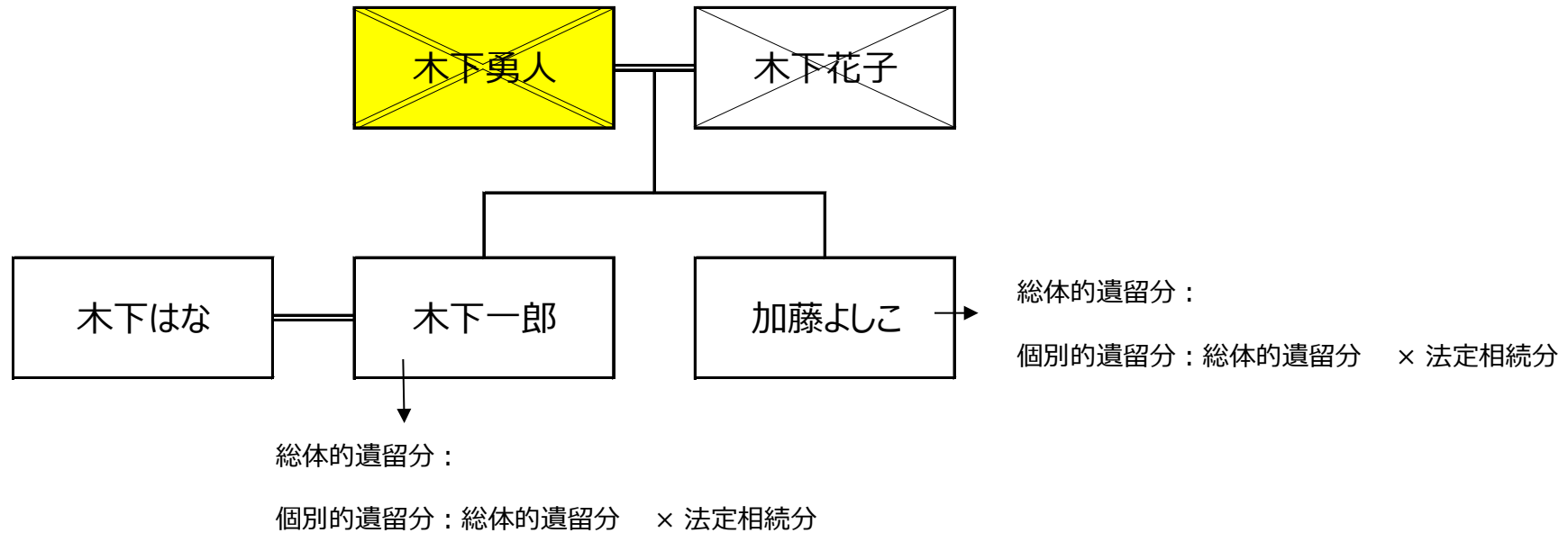
総体的遺留分：

個別的遺留分：総体的遺留分 × 法定相続分

総体的遺留分：

個別的遺留分：総体的遺留分 × 法定相続分

■ 直系卑属のみ



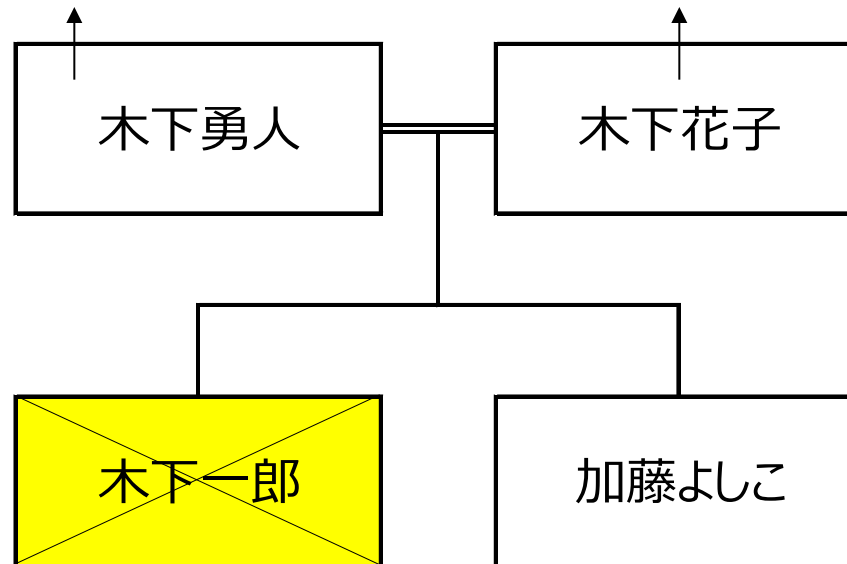
■ 直系尊属のみ

総体的遺留分：

個別的遺留分：総体的遺留分 × 法定相続分

総体的遺留分：

個別的遺留分：総体的遺留分 × 法定相続分



遺留分算定基礎財産（民法 1 0 4 4、1 0 4 5）

- i 「被相続人の亡くなった時点で有している財産額」
- + ii 「相続開始前 1 年間にした贈与の額」
- + iii 「特別受益に当たる贈与については相続開始前 1 0 年間にした当該贈与の額」
- + iv 「不相当な対価をもってした有償行為」
- ▲ v 「被相続人の債務の額」

i 「被相続人の亡くなった時点で有している財産額」
→ 相続開始時点での評価額

ii 「相続開始前 1 年間にした贈与の額」（民法 1 0 4 4 ①）
→ **相続人以外の人**に生前贈与された財産

iii 「特別受益に当たる贈与については相続開始前 1 0 年間にした当該贈与の額」
（民法 1 0 4 4 ③）
→ **相続人**の中に、被相続人から婚姻・養子縁組のため、もしくは生計の資本として贈与(特別受益)を受けた者がいる場合（民法903）

iv 「不相当な対価をもってした有償行為」（民法 1 0 4 5 ②）
→ 低廉譲渡のイメージ

■ 根拠条文等

(遺留分侵害額請求権の期間の制限)

第千四十八条 遺留分侵害額の請求権は、遺留分権利者が、**相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から一年間行使しない**ときは、時効によって消滅する。**相続開始の時から十年を経過したときも、同様とする。**

→ 「相続開始の時から」から1年間ではないことに注意！

(遺留分の放棄)

第千四十九条 相続の開始前における遺留分の放棄は、**家庭裁判所の許可を受けたときに限り**、その効力を生ずる。

2 共同相続人の一人のした遺留分の放棄は、他の各共同相続人の遺留分に影響を及ぼさない。

- 家庭裁判所の許可はかなり厳格に適用される！
- 安易な遺留分放棄はできないと考えておいた方がよい！
- 放棄するからには、それなりの見合いをもらっていく

遺留分を減少させることを目的とした養子縁組の有効性

☑ 東京高裁昭和57年2月22日判決

東京高裁昭和57年2月22日判決は、長男が自分の父親の財産につき、弟妹の相続分ないし遺留分の割合を減少させることを目的として計画し、父親と長男の妻、長男の長男及びその妻が同時に3つの養子縁組するなどの事情がある場合には、当事者間に養子縁組をする意思がないとして、養子縁組を無効とした。

上記東京高裁判決は、以下のような事情等を考慮して、父親について「その正常な意思能力に基づきの特異な目的を有する本件縁組等の趣旨を正確に理解してなしたものとはいえないと判断するのが相当」としています。

- ① 養子縁組がなされた当時、家族間で感情的な軋轢・対立があり、父親の財産を巡る争いが現実化していたこと
- ② 法律上の養子縁組をする必要性がなく、専ら弟妹の相続分ないし遺留分の割合を減少させようという、養子制度の本質からみて極めて特異な目的でなされたものであること
- ③ 父親は高齢で判断能力等も低下していたこと
- ④ 弟妹らには養子縁組を秘匿していたこと
- ⑤ 父親の意思能力が問題とならないように長男が配慮した形跡がないこと

■ 権利

1. 費用償還請求権
2. 報酬請求権

■ 義務

1. 善管注意義務
2. 報告義務
3. 受取物引渡しの義務
4. 任務開始義務
5. 財産目録の作成・交付義務
6. 補償義務

■ 遺言執行と遺留分**侵害額**請求

1. 遺留分**侵害額**請求がなされる前
→ 遺言の内容どおり執行する必要あり
2. 遺留分**侵害額**請求がなされた後
→ 受遺者や受益相続人から任務懈怠の責任を追及される可能性もあるので、就任するか否かを慎重に判断すべき

特定財産に関する遺言の執行)

第千十四条 前三条の規定は、遺言が相続財産のうち特定の財産に関する場合には、その財産についてのみ適用する。

2 遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言（以下「特定財産承継遺言」という。）があったときは、遺言執行者は、当該共同相続人が第八百九十九条の二第一項に規定する対抗要件を備えるために必要な行為をすることができる。

3 前項の財産が預貯金債権である場合には、遺言執行者は、同項に規定する行為のほか、その預金又は貯金の払戻しの請求及びその預金又は貯金に係る契約の解約の申入れをすることができる。ただし、解約の申入れについては、その預貯金債権の全部が特定財産承継遺言の目的である場合に限る。

4 前二項の規定にかかわらず、被相続人が遺言で別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

☑特定財産承継遺言

- 遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言
- 「相続させる旨の遺言」（最高裁平成3年4月19日判決等参照）を想定
- 遺言によって「遺産の分割の方法の指定」（民法908条）がなされている場合
民法908条は以下2つ
 - ①単に方式を指定するだけのもの（現物分割、換価分割、代償分割）
 - ②**特定の財産を特定の相続人に取得させることを内容にするもの（こっち）**

遺言制度にかかわる民法改正

1. 自筆証書遺言の方式緩和

（自筆証書遺言）

第九百六十八条 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産（第九百九十七条第一項に規定する場合における同項に規定する権利を含む。）の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉（自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面）に署名し、印を押さなければならない。

3 自筆証書（前項の目録を含む。）中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。

自筆証書遺言に関する見直し

1. 見直しのポイント

自筆証書遺言の方式緩和

自筆証書に、パソコン等で作成した目録を添付したり、銀行通帳のコピーや不動産の登記事項証明書等を目録として添付したりして遺言を作成することができるようにする。

2. 現行制度

自筆証書遺言を作成するには全文自書する必要がある。

現行法の規律
遺言書の全文を自書する必要がある。

遺言書

全部の手書きは負担が重い...

財産目録

財産目録も全文自書しなければならない。

× パソコンで目録を作成
× 通帳のコピーを添付

【問題点】
・全文の自書は相当な負担。
(特に、財産が多数ある場合)

3. 制度導入のメリット

自書によらない財産目録を添付することができる。

○ パソコンで目録を作成
○ 通帳のコピーを添付

遺言書

別紙目録一及び二の不動産を法務一郎に、別紙目録三及び四の不動産を法務花子に相続させる。

平成二十九年一月五日
法務太郎 印

別紙目録一
一 土地
所在 東京都...
地番 ...
地目 ...
地積 ...

二 建物
所在 東京都...
家屋番号 ...
種類 ...
床面積 ...
(↑PCで作成)
法務太郎 印

三 土地
所在 大阪府...
地番 ...
地目 ...
地積 ...

四 建物
所在 大阪府...
家屋番号 ...
種類 ...
床面積 ...
(↑PCで作成)
法務太郎 印

財産目録には署名押印をしなければならないので、偽造も防止できる。

改正民法968条

影響

- 財産目録部分は、PC・第三者の手書・登記事項証明書・預金通帳の写し等でも可（ただし、「自筆かつ署名押印」）
- 本文以前としては「自筆かつ署名押印」、かつ、加除等は従前のとおり、「場所＋○字削除○字追加」などの対応が必要のためハードルは高い

対応策

- 会社経営者の場合、事業用資産を事業承継者へ承継させる（特例事業承継税制（相続税）での利用は必須）
- 自筆証書遺言の方式は緩和されたが、公正証書遺言が望ましい（：要件不備、意思能力の有無判断）
- 「遺言」自体（自筆、公正問わず）、撤回が可能であるため、遺言を書いたからと言って必ずしも100%安心という訳ではない
- ・生前贈与（贈与税の問題あり）
- ・撤回不能型の民事信託（自益信託：遺言代用信託＋委託者の変更権限の消滅）（小規模宅地等の特例の適用可。流通税節税）

参考資料

参考資料

自筆証書遺言の方式（全文自書）の緩和方策として考えられる例

1 遺言書本文（全て自書しなければならないものとする。）

遺言書

- 1 私は、私の所有する別紙目録第1記載の不動産を、長男甲野一郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。
- 2 私は、私の所有する別紙目録第2記載の預貯金を、次男甲野次郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。
- 3 私は、上記1及び2の財産以外の預貯金、有価証券その他一切の財産を、妻甲野花子（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。
- 4 私は、この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。
- 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
- 職 業 弁護士
- 氏 名 丙山 太郎
- 生年月日 昭和〇年〇月〇日

平成31年2月1日

住所 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

甲 野 太 郎 (印)

1

2 別紙目録（署名部分以外は自書でなくてもよいものとする。）

物 件 等 目 録

- 第1 不動産
- 1 土地
- 所 在 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目
- 地 番 〇番〇
- 地 積 〇〇平方メートル
- 2 建物
- 所 在 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地〇
- 家屋番号 〇番〇
- 種 類 居宅
- 構 造 木造瓦葺2階建
- 床 面 積 1階 〇〇平方メートル
- 2階 〇〇平方メートル
- 3 区分所有権
- 1 棟の建物の表示
- 所 在 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地〇
- 建物の名称 〇〇マンション
- 専有部分の建物の表示
- 家屋 番号 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番の〇〇
- 建物の番号 〇〇
- 床 面 積 〇階部分 〇〇平方メートル
- 敷地権の目的たる土地の表示
- 土地の符号 1
- 所在区域番 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇
- 地 目 宅地
- 地 積 〇〇平方メートル
- 敷地権の表示
- 土地の符号 1
- 敷地権の種類 所有権
- 敷地権の割合 〇〇〇〇分の〇〇〇
- 第2 預貯金
- 1 〇〇銀行〇〇支店 普通預金
- 口座番号 〇〇〇
- 2 通常貯金
- 記 号 〇〇〇
- 番 号 〇〇〇

甲 野 太 郎 (印)

2

2. 遺言執行者の権限の明確化

①遺言執行者の任務の開始

（遺言執行者の任務の開始）

第千七条 遺言執行者が就職を承諾したときは、直ちにその任務を行わなければならない。

2 遺言執行者は、その任務を開始したときは、遅滞なく、遺言の内容を相続人に通知しなければならない。

②遺言執行者の地位

（遺言執行者の行為の効果）

第千十五条 遺言執行者がその権限内において遺言執行者であることを示してした行為は、相続人に対して直接にその効力を生ずる。

③遺言執行者の権限

（遺言執行者の権利義務）

第千十二条 遺言執行者は、**遺言の内容を実現するため**、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。

2 遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができる。

3 第六百四十四条、第六百四十五条から第六百四十七条まで及び第六百五十条の規定は、遺言執行者について準用する。

3. 自筆証書遺言の法務局保管（遺言書保管法）

①遺言者の手続（遺言書保管申請所含む）

②相続人の手続（証明書取得）

- － 遺言書保管事実証明書
- － 遺言書情報証明書

法務省ホームページ（自筆証書遺言の保管制度の創設）

法務局における遺言書の保管等に関する法律について

○自筆証書遺言に係る現状と課題

現 状

自筆証書遺言に係る遺言書は自宅で保管されることが多い。



問題点

- ・遺言書が紛失・亡失するおそれがある。
- ・相続人により遺言書の廃棄、隠匿、改ざんが行われるおそれがある。
- ・これらの問題により相続をめぐる紛争が生じるおそれがある。



対応策

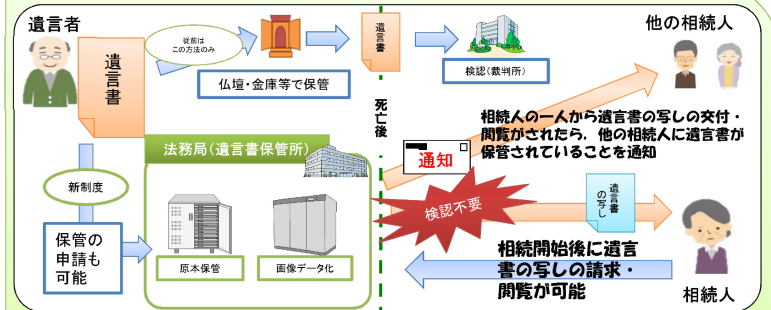
公的機関で遺言書を
保管する制度を創設

【法務局で保管する利点】

- ・全国一律のサービスを提供できる
- ・プライバシーを確保できる
- ・相続登記の促進につなげることが可能



○法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設



効 果

遺言書の紛失や隠匿等の防止
遺言書の存在の把握が容易

- ・遺言者の最終意思の実現
- ・相続手続の円滑化



遺言者が遺言書を預ける（遺言書の保管の申請）

保管の申請の流れ

1 自筆証書遺言に係る遺言書を作成する

注意事項をよく確認しながら、遺言書を作成してください。

2 保管の申請をする遺言書保管所を決める

保管の申請ができる遺言書保管所
遺言者の住所地
遺言者の本籍地
遺言者が所有する不動産の所在地 } のいずれかを管轄する遺言書保管所
ただし、既に他の遺言書を遺言書保管所に預けている場合には、その遺言書保管所になります。

3 申請書を作成する

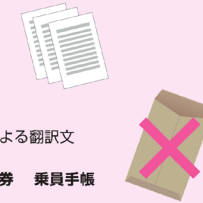
申請書に必要な事項を記入してください。
申請書の様式は、法務省 HP (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html) からダウンロードできます。また、法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。

4 保管の申請の予約をする

5 保管の申請をする

次の①から⑤までのものを持参して、予約した日時に遺言者本人が、遺言書保管所にお越しください。

- ①遺言書
ホッチキス止めはしないでください。封筒は不要です。
- ②申請書
あらかじめ記入して持参してください。
- ③添付書類
本籍の記載のある住民票の写し等（作成後3か月以内）
※遺言書が外国語により記載されているときは、日本語による翻訳文
- ④本人確認書類（有効期限内のものをいずれか1点）
マイナンバーカード 運転免許証 運転経歴証明書 旅券 乗員手帳
在留カード 特別永住者証明書
- ⑤手数料
遺言書の保管の申請の手数料は、1通につき **3,900円**です（必要な収入印紙を手数料納付用紙に貼ってください）。
※一度保管した遺言書は、保管の申請の撤回をしない限り返却されません。



6 保管証を受け取る

交付される保管証のイメージ画像 →

手続終了後、遺言者の氏名、出生の年月日、遺言書保管所の名称及び保管番号が記載された保管証をお渡しします。

遺言書の閲覧、保管の申請の撤回、変更の届出をするときや、相続人等が遺言書情報証明書の交付の請求等をするときに、保管番号があると便利です。大切に保管してください。

遺言書を法務局（遺言書保管所）に預けていることをご家族にお伝えになる場合には、保管証を利用されると便利です。



法務省ホームページ（自筆証書遺言の保管制度の創設）

別記第2号様式（第10条関係）

① 申請年月日 令和 2 年 7 月 20 日

② 遺言書保管所の名称 東京 (地方) 法務局 支局・出張所

遺言書の保管申請書

【遺言者欄】※保管の申請をする遺言者の氏名、住所等を記入してください。また、該当する□にはレ印を記入してください。

③ 遺言書の作成年月日 1 1 令和/2 平成/3 昭和 2 年 7 月 20 日

④ 遺言者の氏名 姓 遺言 名 太郎 遺言者の氏名 (フリガナ) イゴン タロウ 遺言者の出生年月日 3 1 令和/2 平成/3 昭和/4 大正/5 明治 25 年 1 月 1 日

遺言者の住所 〒 100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目 番地 1 番 1 号 建物名 遺言者の本籍 東京都 千代田区霞が関 大字 丁目 1 番地 番地 1 番地

筆頭者の氏名 ☒ 遺言者と同じ (注)筆頭者が遺言者と異なる場合は、記入してください。 姓 名

⑤ 遺言者の国籍 (国又は地域) コード 国名・地域名

⑥ 遺言者の電話番号 (注)ハイフン(―)は不要です。 0900000000000000

1001

⑦ ページ数 1/5

遺言書の保管申請書の記入上の注意事項

この申請書は自動読取装置で機械処理しますので、拡大縮小せずに使用してください。

本申請書は、手書きで記載することも可能ですが、その場合は、読み取り誤りを防ぐため、所要事項の記載及び該当事項のチェックは明瞭に記入願います。

①申請年月日

申請書を提出する日を右詰めで記入してください。数字が1桁の場合、0を記入する必要はありません（以下、年月日を記入する場合について同じです。）。

例えば、令和2年7月20日を申請日として記入する場合は、「令和02年07月20日」ではなく、「令和 2年 7月20日」と記入してください。

②遺言書保管所の名称

申請書を提出する遺言書保管所の名称を記入してください。遺言者の作成した他の遺言書が現に遺言書保管所に保管されている場合は、当該遺言書保管所に申請書を提出する必要がありますので、当該遺言書保管所の名称を記入してください。

【遺言者欄】

③遺言書の作成年月日

遺言書に記載されている作成年月日を記入してください。

④遺言者の氏名、出生年月日、住所、本籍及び筆頭者の氏名

遺言者の氏名、出生年月日、住所（郵便番号を含みます。）、本籍及び筆頭者の氏名を住民票等の記載どおりに正確に記入してください。なお、遺言者が筆頭者である場合には、「□遺言者と同じ」にチェックするのみで筆頭者の氏名の記入は不要です。

フリガナについては、濁点・半濁点（「ゴ」や「ブ」等）は同じマスに記入してください。

外国人の場合は、申請書の記載は全て日本語によるものとして、ローマ字ではなく、カタカナ又は漢字で記入してください（他の氏名等欄について同じです。）。また、本籍と筆頭者の氏名の記入は不要です。

⑤遺言者の国籍（国又は地域）

外国人の場合は、国名コード表を参照し、該当する国名コードと国又は地域の名称を記入してください（日本人の場合は、記入不要です。）。

⑥遺言者の電話番号

平日に連絡の取れる遺言者の電話番号を左詰めで記入してください（ハイフン(―)は不要です。）。

⑦申請書のページ数

申請書の当該ページ数及び総ページ数（「1/5」、「2/5」など）を記入してください。

遺言書（財産目録が添付されている場合は、当該財産目録も遺言書に含まれます。）の総ページ数を記入してください。

法務省ホームページ（自筆証書遺言の保管制度の創設）

【受遺者等・遺言執行者等欄】※遺言書に記載している受遺者等又は遺言執行者等の氏名、住所等を記入してください。また、該当する□にはレ印を記入してください。

⑭ 受遺者等又は遺言執行者等の番号 1 番
(注) 受遺者等又は遺言執行者等の全員に対して通し番号を記入してください。

⑮ 受遺者等又は遺言執行者等の別 ☒ 受遺者等 ☐ 遺言執行者等
(注) 受遺者等と遺言執行者等を兼ねる場合は、両方にレ印を記入してください。

⑯ 氏名 姓 甲山
(注) 法人の場合は、姓の欄に商号又は名称を記入してください。
 名 花子
(注) 法人の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記入してください。
 住所 〒 102-8225
 東京都千代田区九段南1丁目
 番地 1 番 15 号
 建物名

⑰ 出生年月日 3 1 4 5 年 1 月 1 日
(注) 法人の場合は、記入不要です。 1: 令和/2: 平成/3: 昭和/4: 大正/5: 明治/6: 不明 (注) 6: 不明の場合、年月日は記入不要です。

会社法人等番号
(注) 法人の場合はのみ記入してください。

受遺者等又は遺言執行者等の番号 2 番
(注) 受遺者等又は遺言執行者等の全員に対して通し番号を記入してください。

受遺者等又は遺言執行者等の別 ☐ 受遺者等 ☒ 遺言執行者等
(注) 受遺者等と遺言執行者等を兼ねる場合は、両方にレ印を記入してください。

氏名 姓 東京
(注) 法人の場合は、姓の欄に商号又は名称を記入してください。
 名 和男
(注) 法人の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記入してください。
 住所 〒 173-0004
 東京都板橋区板橋1丁目
 番地 4 4 番 6 号
 建物名

出生年月日 3 1 4 5 年 1 月 1 日
(注) 法人の場合は、記入不要です。 1: 令和/2: 平成/3: 昭和/4: 大正/5: 明治/6: 不明 (注) 6: 不明の場合、年月日は記入不要です。

会社法人等番号
(注) 法人の場合はのみ記入してください。

(注) 記入欄が不足する場合は、用紙を追加してください。

1003

ページ数 3 / 5

【受遺者等・遺言執行者等欄】

遺言書に受遺者等又は遺言執行者等の記載がある場合は、所要事項を記入してください。

受遺者とは、遺言により財産を受け取る者のことです。受遺者に類する者として法務局における遺言書の保管等に関する法律第9項第1項第2号に掲げられている者も含み、遺言により認知するものとされた子や遺族補償一時金等の受取人等として指定された者等、遺言により権利を得る者が該当します。

遺言執行者とは、遺言の内容を実現するために必要な手続をする者のことです。遺言執行者に類する者として同項第3号に掲げられている者も含み、財産の管理者や未成年後見人等、遺言により義務を負う者が該当します。

⑭ 受遺者等又は遺言執行者等の番号

受遺者等又は遺言執行者等の全員に対する通し番号を記入してください。1名の場合でも、「1」と記入してください。

⑮ 受遺者等又は遺言執行者等の別

受遺者等又は遺言執行者等の該当する□にチェックしてください。受遺者等と遺言執行者等を兼ねる場合は、両方の□にチェックしてください。

⑯ 受遺者等又は遺言執行者等の氏名及び住所

受遺者等又は遺言執行者等の氏名及び住所を記入してください。

受遺者等又は遺言執行者等が法人である場合は、姓の欄に商号又は名称を、住所欄に本店又は主たる事務所の所在地を記入してください。

遺言書保管官は、遺言者の相続開始後、関係相続人等の請求により遺言書情報証明書を交付し又は遺言書若しくは遺言書保管ファイルの記録を閲覧させたときは、その他の遺言者の相続人、受遺者等又は遺言執行者等に対し、当該遺言書を保管している旨を通知します。この通知を適切に行うために、申請書の記入に当たっては、受遺者等又は遺言執行者等の本人から住民票上の住所を確認するなどして、正確に記入してください。

受遺者等又は遺言執行者等が日本に住所を有しない場合、居住する海外の住所に宛てて遺言書を保管している旨の通知をしますので、⑳備考欄に受遺者等又は遺言執行者等の氏名及び住所をローマ字で記入してください（備考欄に記載された氏名及び住所を通知の宛先として利用します。）。

㉑ 受遺者等又は遺言執行者等の出生年月日又は会社法人等番号

受遺者等又は遺言執行者等の出生年月日又は会社法人等番号について、分かる範囲で記入してください。

なお、上記内容は、相続開始後、受遺者等又は遺言執行者等から遺言書情報証明書の交付の請求等がされた際に、請求人が受遺者等又は遺言執行者等本人であることを確認するための情報の一つとして利用されますので、正確に記入してください。

「会社法人等番号」は、特定の会社、外国会社その他の商人を識別するための12桁の番号です。「法人番号」（13桁）とは異なりますので、ご注意ください。

※会社法人等番号は、①法務局で登記事項証明書を取得する、②登記情報提供サービス（<https://www1.touki.or.jp/>）を利用して登記情報を取得するなどして確認することができます。

※国税庁法人番号公表サイト（<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）では、「法人番号」（13桁）を確認ことができ、先頭の1桁を除いた12桁の番号が「会社法人等番号」です。

【死亡時の通知の対象者欄】※死亡時の通知を希望する場合は、☐にレ印を記入の上、①又は②のいずれかを選択し、指定する通知対象者の氏名、住所等を記入してください。

⑱ ☒ 死亡時の通知を希望するため、本申請書記載の私の氏名、出生年月日、本籍及び筆頭者の氏名の情報を遺言書保管官が戸籍担当部に提供すること、並びに私の死亡後、私の死亡の事実に関する情報を遺言書保管官が戸籍担当部局から取得することに同意する。
（注）同意がある場合には、遺言書保管官が遺言者の死亡の事実に関する情報取得し、当該遺言者があらかじめ指定する以下に記載の者に対して、遺言書が保管されている旨の通知を行います。

⑲ ① 受遺者等又は遺言執行者等を通知対象者に指定する場合
通知対象者に指定する受遺者等又は遺言執行者等の番号 番
（注）受遺者等又は遺言執行者等を通知対象者に指定する場合は、指定する「受遺者等又は遺言執行者等の番号」を記入してください。

⑳ ② 推定相続人を通知対象者に指定する場合
遺言者との続柄 1:配偶者/2:子/3:父母/4:兄弟姉妹/5:その他 ()
氏名 姓
名
住所 〒 -
都道府県
市区町村
大字丁目 東京都千代田区霞が関1丁目
番地 1番 1号
建物名

（注）申立てによる死亡時の通知の対象者には、受遺者等、遺言執行者等又は推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者をいう。）のうち1名のみを指定することができます。



1004

ページ数 4 / 5

【死亡時の通知の対象者欄】
死亡時の通知は、遺言者が亡くなったことを遺言書保管官が確認したときに、遺言書を保管している旨を遺言者の指定する者に通知する制度です。
通知の対象者として指定できるのは、受遺者等、遺言執行者等又は推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者をいいます。）のうち一人に限ります。
死亡時の通知を希望する場合は、同意事項欄にチェックの上、①（受遺者等又は遺言執行者等を通知対象者に指定する場合）又は②（推定相続人を通知対象者に指定する場合）のいずれかを選択し、所要事項を記入してください。

⑱ 同意を要する事項
死亡時の通知を希望する場合は、遺言者の氏名等を戸籍担当部に提供し、死亡の事実を取得することに同意いただく必要がありますので、記載されている内容を確認の上、記載内容に同意する趣旨で☐にチェックしてください。

⑲ 受遺者等又は遺言執行者等を通知対象者に指定する場合
受遺者等又は遺言執行者等を死亡時の通知の対象者に指定する場合は、【受遺者等・遺言執行者等欄】に記入した受遺者等又は遺言執行者等のうちから一人を指定し、同欄に記入したその者の番号を記入してください。

⑳ 推定相続人を通知対象者に指定する場合
遺言者の推定相続人を死亡時の通知の対象者に指定する場合は、遺言者との続柄並びに推定相続人の氏名及び住所を記入してください。
通知を適切に行うために、推定相続人の氏名及び住所は住民票の写しを確認するなどして、正確に記入してください。

別記第12号様式（第52条第1項関係）

手数料納付用紙

① 東京 (地方) 法務局 支局・出張所 御中

② (申請人・請求人の表示)

住所 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

氏名又は名称 遺言太郎

(法定代理人の表示)

住所

氏名

(その他)

③ 納付金額 3900円

⑤

年 月 日	担 当

印紙貼付欄

収入印紙は、割印をしないで、印紙貼付欄に貼り付けてください。

ページ数 5 / 5

- ①遺言書保管所の名称
申請書を提出する遺言書保管所の名称を記入してください。
- ②申請人の表示
遺言者の住所及び氏名を記入してください。
- ③納付金額
「3900円」と記入してください。
- ④印紙貼付欄
3,900円分の収入印紙を貼ってください。
なお、貼付した収入印紙には割印をしないでください。
- ⑤担当者使用欄
担当者が使用しますので、何も記入しないでください。

法務省ホームページ（自筆証書遺言の保管制度の創設）

遺言者が預けた遺言書を見る（遺言書の閲覧）

遺言者は、遺言書の閲覧の請求をして、遺言書保管所で保管されている遺言書の内容を確認することができます。閲覧の方法は、モニターによる遺言書の画像等の閲覧、又は、遺言書の原本の閲覧となります。

遺言書の閲覧の請求の流れ

1 閲覧の請求をする遺言書保管所を決める

閲覧の請求ができる遺言書保管所

モニターによる閲覧

全国のどの遺言書保管所でも、閲覧の請求をすることができます。

遺言書原本の閲覧

遺言書の原本が保管されている遺言書保管所でのみ閲覧を請求することができます。

2 請求書を作成する

請求書に必要事項を記入してください。請求書の様式は、

法務省 HP (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)

からダウンロードできます。また、法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。

3 閲覧の請求の予約をする

4 閲覧の請求をする

請求書を遺言書保管所に提出してください。

閲覧の請求ができる者

・遺言者本人のみ

添付書類

不要です。

本人確認

遺言者の本人確認のため、運転免許証等、顔写真付きの身分証明書を提示していただきます。

※モニターによる閲覧の手数料は、1回につき1,400円です。

※遺言書の原本の閲覧の手数料は、1回につき1,700円です。

※必要な収入印紙を手数料納付用紙に貼ってください。

5 閲覧をする



遺言者が預けた遺言書を返してもらう（撤回）

遺言者は、遺言書保管所に保管されている遺言書について、保管の申請の撤回をすることにより、遺言書の返還等を受けることができます。

保管の申請の撤回の流れ ※保管の申請の撤回は、遺言の効力とは関係ありません。

1 撤回書を作成する

撤回書に必要事項を記入してください。撤回書の様式は、

法務省 HP (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)

からダウンロードできます。また、法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。

保管の申請の撤回ができる者

・遺言者本人のみ

本人確認

遺言者の本人確認のため、運転免許証等、顔写真付きの身分証明書を提示していただきます。

2 撤回の予約をする

保管の申請の撤回ができる遺言書保管所

遺言書の原本が保管されている遺言書保管所のみです。

3 撤回し、遺言書を返してもらう

撤回書（及び添付書類）を遺言書保管所に提出してください。

添付書類

不要です。ただし、保管の申請時以降に遺言者の氏名、住所等に変更が生じている場合には、変更が生じた事項を証する書面を添付する必要があります。

※遺言書の保管の申請の撤回には手数料はかかりません。

遺言者が変更事項を届け出る（変更の届出）

遺言者は、保管の申請時以降に氏名、住所等に変更が生じたときには、遺言書保管官にその旨を届け出る必要があります。

変更の届出の流れ

1 届出書を作成する

届出書に必要事項を記入してください。届出書の様式は、

法務省 HP (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)

からダウンロードできます。また、法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。

変更の届出ができる者

・遺言者本人 左記の親権者や成年後見人等の法定代理人

2 変更の届出の予約をする

変更の届出ができる遺言書保管所

全国のどの遺言書保管所でも届出をすることができます。※変更の届出は郵送でも可能です。

3 変更の届出をする

変更届出書及び添付書類を遺言書保管所に提出又は送付してください。

添付書類

変更が生じた事項を証する書面（住民票の写し、戸籍謄本等）

請求人の身分証明書のコピー

法定代理人が届出する場合 戸籍謄本（親権者）又は登記事項証明書（後見人等）（作成後3か月以内）

※遺言者本人以外の氏名、住所等に変更が生じた場合には、添付書類は不要ですが、正確な通知のために住民票等で確認いただいた上で届け出てください。

※変更の届出には手数料はかかりません。

法務省ホームページ（自筆証書遺言の保管制度の創設）

相続人等が遺言書が預けられているか確認する（証明書の請求）



遺言書保管事実証明書とは 遺言書保管事実証明書の交付の請求をし、特定の遺言者の、自分を相続人や受遺者等又は遺言執行者等とする遺言書が保管されているか否かの確認ができます（遺言者が亡くなられている場合に限られます。）。

遺言書保管事実証明書の交付の請求の流れ

遺言書保管事実証明書

1 交付の請求をする遺言書保管所を決める

交付の請求ができる遺言書保管所
全国のどの遺言書保管所でも、交付の請求をすることができます。

2 請求書を作成する

交付の請求ができる者
・相続人 ・遺言執行者等 ・受遺者等 左記の親権者や成年後見人等の法定代理人

添付書類
①遺言者の死亡の事実を確認できる戸籍（除籍）謄本
②請求人の住民票の写し

相続人が請求する場合
③遺言者の相続人であることを確認できる戸籍謄本

法定代理人が請求する場合
④戸籍謄本（親権者）や登記事項証明書（後見人等）（作成後 3 か月以内）

請求人が法人である場合
⑤法人の代表者事項証明書（作成後 3 か月以内）

3 交付の請求の予約をする

4 交付の請求をする

遺言書保管事実証明書の手数料は、1 通につき 800円です（必要な収入印紙を手数料納付用紙に貼ってください。）。
送付の方法による交付の請求の場合は、ご自身の住所を記載した返信用封筒と、切手を同封してください。

5 証明書を受け取る

窓口請求の場合 運転免許証等により本人確認をした後、遺言書保管事実証明書をお渡しします。

送付請求の場合 請求人の住所に宛てて遺言書保管事実証明書を送付します。

遺言書が保管されている場合には、遺言書情報証明書の交付の請求や遺言書の閲覧を行い、遺言書の内容を確認することができます。

↓ 交付される証明書のイメージ画像 ↓

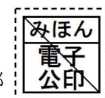
認証文の種類

	保管されている	保管されていない
相続人	「上記の遺言者の申請に係る遺言書が遺言書保管所に保管され、上記のとおり遺言書保管ファイルに記録されていることを証明する。」	「上記の遺言者の申請に係る遺言書が遺言書保管所に保管されていないことを証明する。」
相続人以外の方	「上記の遺言者の申請に係る請求人を受遺者等（略）又は遺言執行者等（略）とする遺言書が遺言書保管所に保管され、上記のとおり遺言書保管ファイルに記録されていることを証明する。」	「上記の遺言者の申請に係る請求人を受遺者等（略）又は遺言執行者等（略）とする遺言書が遺言書保管所に保管されていないことを証明する。」

上記の遺言者の申請に係る遺言書が遺言書保管所に保管され、上記のとおり遺言書保管ファイルに記録されていることを証明する。

令和3年7月10日
〇〇法務局

遺言書保管官
法務 三郎



整理番号 ア000001

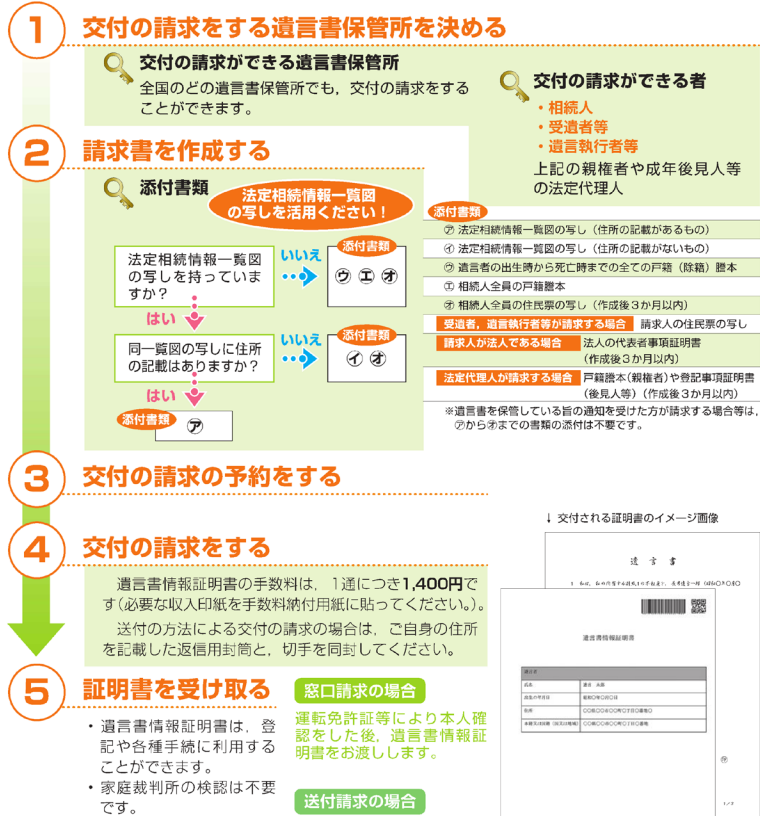
1 / 1

法務省ホームページ（自筆証書遺言の保管制度の創設）

相続人等が遺言書の内容の証明書を取得する（証明書の請求）

遺言書情報証明書とは 相続人等は、遺言書情報証明書の交付の請求をし、遺言書保管所に保管されている遺言書の内容の証明書を取得することができます（遺言者が亡くなっている場合に限られます。）。

遺言書情報証明書の交付の請求の流れ



その他の相続人等への通知

相続人等が証明書の交付を受けると、遺言書保管官はその方以外の相続人等に対して遺言書を保管している旨を通知します。

相続人等が遺言書を見る（遺言書の閲覧）

相続人等は、遺言書の閲覧の請求をして、遺言書保管所で保管されている遺言書の内容を確認することができます。閲覧の方法は、モニターによる遺言書の画像等の閲覧、又は、遺言書の原本の閲覧となります（遺言者が亡くなっている場合に限られます。）。

遺言書の閲覧の請求の流れ



その他の相続人等への通知

相続人等が遺言書の閲覧をすると、遺言書保管官はその方以外の相続人等に対して遺言書を保管している旨を通知します。



遺言書情報証明書

遺言者	
氏名	遺言 太郎
出生の年月日	昭和〇年〇月〇日
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
本籍又は国籍（国又は地域）	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

遺言書	
作成の年月日	令和2年7月10日
保管を開始した年月日	令和2年7月20日
遺言書が保管されている 遺言書保管所の名称	〇〇法務局
保管番号	H0101-202007-100
受遺者等 （遺言書に記載された法務局における遺言書の保管等に関する法律第9条第1項第2号に掲げる者）	
氏名又は名称	甲山 花子
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
遺言執行者等 （遺言書に記載された法務局における遺言書の保管等に関する法律第9条第1項第3号に掲げる者）	
氏名又は名称	東京 和男
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇

別紙 1

遺言書

1 私は、私の所有する別紙1の不動産と、長男遺言一郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。

預貯金

2 私は、私の所有する別紙2の(不動産)と、次の者に遺贈する。

位 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
氏 名 甲山花子
生年月日 昭和〇年〇月〇日

3 私は、この遺言の遺言執行者として、次の者と指定する。

位 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
職 業 弁護士
氏 名 東京和男
生年月日 昭和〇年〇月〇日

令和2年7月10日

位所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇

遺言太郎

上記2中、3字削除3字追加 遺言太郎

1 / 3



2020/04/01 08:40 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調 査 (登記)		不動産番号	
地図番号 (五五)		筆界特定 (五五)			
所 在 (△△△△△□□□—丁目		(三五)			
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 ㎡	原因及びその日付 (登記の日付)		
1番2	宅地	300.00	1番から分筆 (平成20年10月14日)		
所 有 者 (△△△△△□□□—丁目1番1号) 民 事 記 子					
権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)					
順位番号	登 記 の 目 的		受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項	
1	所有権保存		平成20年10月15日 第△△△号	所有者 (△△△△△□□□—丁目1番1号) 民 事 記 子	
2	所有権移転		平成20年10月27日 第△△△号	原因 平成20年10月26日遺贈 所有者 (△△△△△□□□—丁目1番2号) 遺 言 太 郎	
権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)					
順位番号	登 記 の 目 的		受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項	
1	抵当権設定		平成20年11月12日 第△△△号	原因 平成20年11月4日金銭消費貸借同日 設定 金4,000万円 利率 年2.6% (年3.65日利計算) 担保金 年1.4・5% (年3.65日利計算) 借主者 (△△△△△□□□—丁目1番2号) 借主 太 郎 抵当権者 (△△△△△□□□—丁目1番6号) 株 式 会 社 ○ ○ 銀 行	

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

遺言太郎

2 / 3

別紙2

イゴン タロウ

サマ

〇〇銀行

店番号

〇〇〇〇〇〇

口座番号

〇〇〇〇〇〇〇〇

株式会社

〇〇〇〇銀行(銀行コード)

お取引店

〇〇〇〇支店

お客さまコード

△△△△△△△△

電話

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

遺言太郎 印

上記のとおり遺言書保管ファイルに記録されていることを証明する。

令和2年10月10日
〇〇法務局

3 / 3



遺言書保管官
法務 三郎

整理番号 ア 0 0 0 0 0 1

保管番号 H0101-202007-100

5 / 6

整理番号 ア 0 0 0 0 0 1

6 / 6

4. 遺留分制度の見直し

①金銭債権化（民法1046①）

②遺留分算定基礎財産への持戻しの期間限定（民法1044①③）

法務省ホームページ（遺留分制度の見直し）

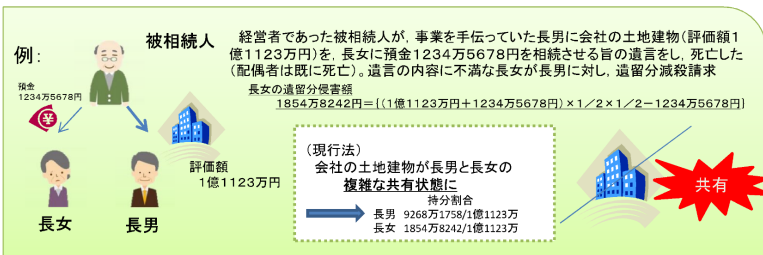
遺留分制度の見直し

1. 見直しのポイント

- ① 遺留分減殺請求権から生ずる権利を金銭債権化する
- ② 金銭を直には準備できない受遺者又は受贈者の利益を図るため、受遺者等の請求により、裁判所が、金銭債務の全部又は一部の支払につき相当の期限を許与することができるようにする。

2. 現行制度

- ① 遺留分減殺請求権の行使によって共有状態が生ずる。
← 事業承継の支障となっているという指摘
- ② 遺留分減殺請求権の行使によって生じる共有割合は、目的財産の評価額等を基準に決まるため、通常は、分母・分子とも極めて大きな数字となる。
← 持分権の処分に支障が出るおそれ



3. 制度導入のメリット

- ① 遺留分減殺請求権の行使により共有関係が当然に生ずることを回避することができる。
- ② 遺贈や贈与の目的財産を受遺者等に与えたいという遺言者の意思を尊重することができる。

（改正後）
遺留分減殺請求によって生ずる権利は金銭債権となる。
同じ事例では、長女は長男に対し、
1854万8242円 請求できる。



■ 遺留分制度の見直し（左記以外）

- 改正後民法1044条①③ → 遺留分算定基礎 1（特別受益）
- 相続人に対する特別受益の持戻し期間が10年間となった（③）
- ただし、①（当事者双方が遺留分権利者に**損害を加えることを知って**贈与をしたときは、1年前の日より前にしたものについても同様とする）あり
- 「**損害を加えることを知って**」とは、「遺留分権利者の遺留分を侵害することを認識しており、その後将来にわたって財産が増加する可能性が少ないことを認識してなされたもの」（**双方害意**）

☑ 影響

- 特に、事業承継案件には今後重大な影響を及ぼす
- 金銭債権化により資金確保できなければ譲渡税の可能性も（注意：所得税基本通達33-1の6）

□ 対応策

- 金銭債権化されたことにより、金銭確保のための生命保険が必須
- 遺留分を減少させるための方策としても生命保険は必須
つまり、代償交付金として生命保険を使用

第千四十四条 **贈与は、相続開始前の一年間にしたものに限り、前条の規定によりその価額を算入する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、一年前の日より前にしたものについても、同様とする。**

2 第九百四条の規定は、前項に規定する贈与の価額について準用する。

3 **相続人に対する贈与**についての第一項の規定の適用については、**同項中「一年」とあるのは「十年」と、「価額」とあるのは「価額（婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限る。）」とする。**

（遺留分侵害額の請求）

第千四十六条 **遺留分権利者及びその承継人は、受遺者（特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。以下この章において同じ。）又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。**

2 遺留分侵害額は、第千四十二条の規定による遺留分から第一号及び第二号に掲げる額を控除し、これに第三号に掲げる額を加算して算定する。

一 遺留分権利者が受けた遺贈又は第九百三条第一項に規定する贈与の価額

二 第九百条から第九百二条まで、第九百三条及び第九百四条の規定により算定した相続分に応じて遺留分権利者が取得すべき遺産の価額

三 被相続人が相続開始の時ににおいて有した債務のうち、第八百九十九条の規定により遺留分権利者が承継する債務（次条第三項において「遺留分権利者承継債務」という。）の額

➡ 遺留分の問題＝遺言や相続開始前の財産処分によって最低限の遺産さえ取得できない相続人が出てきた場面

所得税基本通達33-1の6（+a 38-7の2）

（遺留分侵害額の請求に基づく金銭の支払に代えて行う資産の移転）

33-1の6 民法第1046条第1項《遺留分侵害額の請求》の規定による遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求があった場合において、**金銭の支払に代えて、その債務の全部又は一部の履行として資産**（当該遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求の基因となった遺贈又は贈与により取得したものを含む。）**の移転があったときは、その履行をした者は、原則として、その履行があった時においてその履行により消滅した債務の額に相当する価額により当該資産を譲渡した**こととなる。（令元課資3-3、課個2-20、課法11-5、課審7-3追加）

（注）当該遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求をした者が取得した資産の取得費については、38-7の2参照

→ 民法の整理 ：**物の直接返還** から **金銭支払** へ
→ 税務上の考え方の変化：**物の返還（相続税の範疇）**から **代物弁済（譲渡税の範疇）** へ

（遺留分侵害額の請求に基づく金銭の支払に代えて移転を受けた資産の取得費）

38-7の2 民法第1046条第1項の規定による遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求があった場合において、**金銭の支払に代えて、その債務の全部又は一部の履行として資産の移転があったときは、その履行を受けた者は、原則として、その履行があった時においてその履行により消滅した債権の額に相当する価額により当該資産を取得した**こととなる。（令元課資3-3、課個2-20、課法11-5、課審7-3追加）

■ 自社株承継は贈与？

1. 株価を下げられる状況なら譲渡という選択もあり
∴ 遺留分対策
2. 贈与をするなら早め？
遺留分算定基礎への持戻し10年限定
→ 1044①の存在に注意を要する
→ この場合でも、遺留分対策としての資金確保は必須

■ 遺留分対策

1. 譲渡
2. 遺留分放棄（全財産）
3. 除外合意（自社株のみ）
4. 固定合意（自社株のみ）
5. 民法改正（10年限定）

裁判所HP（遺留分放棄）

受付印		家事審判申立書 事件名(遺留分放棄の許可)	
収入印紙 円		印紙 (この欄に申立手数料として1件について800円分の収入印紙を貼ってください。) (貼った印紙に押印しないでください。) (注意) 登記手数料としての収入印紙を納付する場合は、登記手数料としての収入印紙は貼らずにそのまま提出してください。	
予納郵便切手 円			
予納収入印紙 円			
備口頭	関連事件番号	平成	年(家)第

○ ○ 家庭裁判所 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	申立人 (又は法定代理人など) の記名押印	甲 野 杉 男 (印)
-----------------------------	-----------------------------	-------------

添付書類	
------	--

申立人	本籍(国籍)	○ ○ 都 府 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 丁目 ○ 番 地
	住所	〒 ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○ 電話 ○ ○ ○ (○ ○ ○) ○ ○ ○ ○ ○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 丁目 ○ 番 ○ 号
	連絡先	〒 - 電話 () (方)
	フリガナ氏名	コ ウ ノ ス ギ オ 大正 ○ 年 ○ 月 ○ 日生 甲 野 杉 男 (〇 〇 歳)
	職業	会 社 員
被相続人	本籍(国籍)	○ ○ 都 府 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 丁目 ○ 番 地
	住所	〒 ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○ 電話 () (方) ○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 丁目 ○ 番 ○ 号
	連絡先	〒 - 電話 () (方)
	フリガナ氏名	コ ウ ノ タ ロ ウ 大正 (昭和) ○ 年 ○ 月 ○ 日生 甲 野 太 郎 (〇 〇 歳)
	職業	無 職

(注) 太枠の中だけ記入してください。
※の部分、申立人、法定代理人、成年被後見人となるべき者、不在者、共同相続人、被相続人等の区別を記入してください。
別表第一 (1 / 2)

申立ての趣旨
被相続人甲野太郎の相続財産に対する遺留分を放棄することを許可する旨の審判を求めます。

申立ての理由
1 申立人は、被相続人の長男です。
2 申立人は、以前、自宅を購入するに際し、被相続人から多額の資金援助をしてもらいました。 また、会社員として稼働しており、相当の収入があり、生活は安定しています。
3 このような事情から、申立人は、被相続人の遺産を相続する意思がなく、相続開始前において遺留分を放棄したいと考えますので、申立ての趣旨のとおり審判を求めます。

財産目録					
【土地】					
番号	所在	地番	地目	地積	備考
1	〇〇市〇〇町〇丁目	〇 〇	宅地	平方メートル 150 00	建物1の敷地

財 産 目 録						
【建 物】						
番 号	所 在	家 屋 番 号	種 類	構 造	床 面 積	備 考
1	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	〇番 〇	居 宅	木造瓦葺平家建	平方メートル 9 0 0 0	土地1上の建物

財産目録				
【現金、預・貯金、株式等】				
番号	品目	単位	数量(金額)	備考
1	預貯金		約2570万円	

裁判所HP（除外合意・固定合意）

受付印		家事審判申立書 事件名(遺留分の算定に係る合意)	
収入印紙 円		(その欄に申立手数料として1件について800円分の収入印紙を貼ってください。) 印紙 (貼った印紙に押印しないでください。) (注意) 登記手数料としての収入印紙を納付する場合は、登記手数料としての収入印紙は貼らずにそのまま提出してください。	
予納郵便切手 円			
予納収入印紙 円			
準口頭	関連事件番号	平成 年(家) 第 号	
☐ ☐ 家庭裁判所 御中 平成 年 月 日		申立人 (又は法定代理人等の) の記名押印	甲 野 次 郎 (印)
添付書類			
申立人	本籍(国)	(H)籍の添付が必要とされていない申立での場合は、記入する必要はありません。)	
	住所	〒 〇〇 府 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇	
	連絡先	〒 〇〇 府 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 電話 () () () () () () (注:住所で確実に連絡ができるときは記入しないでください。)	
	フリガナ氏名	コウノジロウ 甲野次郎 大正 昭和 平成 〇 年 〇 月 〇 日生 (〇 歳)	
	職業	会社代表者	
※ 旧代表者	本籍(国)	(H)籍の添付が必要とされていない申立での場合は、記入する必要はありません。)	
	住所	〒 〇〇 府 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇	
	連絡先	〒 〇〇 府 〇〇市〇〇町〇番地 電話 () () () () () ()	
	フリガナ氏名	コウノハナコ 甲野花子 大正 昭和 平成 〇 年 〇 月 〇 日生 (〇 歳)	
	職業	無職	

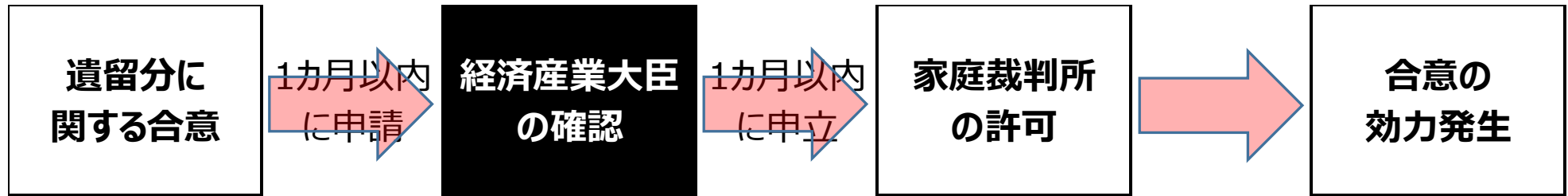
(注) 大特の中だけ記入してください。
※の部分は、申立人、法定代理人、成年被後見人となるべき者、不在者、共同相続人、被相続人等の区別を記入してください。
別表第一 (1 / 2)

申立ての趣旨
経済産業大臣が平成〇年〇月〇日付け中第〇〇号をもって確認した遺留分の算定に係る合意を許可するとの審判を求めます。

申立ての理由
1 申立人は旧代表者の二男です。旧代表者は〇〇株式会社の代表取締役でしたが、平成〇年〇月〇日、申立人が旧代表者から同会社の代表権を受け継ぎ、それ以後、申立人が代表者を務めています。
2 申立人及び「遺留分に関する民法の特例に係る確認証明書」添付の「後継者以外の推定相続人目録」記載の旧代表者の推定相続人全員は、平成〇年〇月〇日、同会社の経営の承継の円滑化を図るために、上記証明書添付の合意書面の写しのとおり、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律4条1項（及び5条／6条2項）の遺留分の算定に係る合意をしました。
3 申立人は、平成〇年〇月〇日、経済産業大臣に対し、上記合意の確認申請を行い、同法7条1項の各号のいずれにも該当することについて、平成〇年〇月〇日にその確認を受けましたので、合意の効力を生じさせるため、申立ての趣旨のとおり審判を求めます。

別表第一 (2 / 2)

除外合意・固定合意（手続フロー）



税理士が負うリスクの把握 ～ 非弁行為 ～

■ 非弁行為と刑事責任（弁護士法第72条&第77条）

（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、**報酬を得る目的**で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の**法律事務を取り扱い**、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

（非弁護士との提携等の罪） → 上記の法的効果（刑事責任）

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、**二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金**に処する。

- 一 第二十七条（第三十条の二十一において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第二十八条（第三十条の二十一において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 三 第七十二条の規定に違反した者
- 四 第七十三条の規定に違反した者

+ α 民事責任：公序良俗違反として行為は無効（報酬の合意も無効）

■ 報酬を得る目的？

- ・現金、物品、供応を含む
- ・額の多少問わず
- ・名称の如何を問わず

■ その他一般の法律事件？ 周旋？

- ・法律上の効果を発生、変更させるもの（代理 etc）
- ・**法律上の効果を保全、明確化する事項の処理を含む（遺産分割協議書の作成 etc）**
- ・事件性という要件は加えなくてもOK（つまり、概念は広い）
- ・簡易少額なものも当然含む
- ・周旋 → 仲介（弁護士を紹介すること）

■ 具体的検討

- 1) 相続税申告における節税となる遺産分割を提案し相続人間の遺産分割協議をまとめる
→ 「一般の法律事件における法律事務」に該当するため、報酬を得る目的ならアウト！
- 2) 相続税申告業務の一貫として相続人間で合意済みの遺産分割協議書を作成する
→ 「一般の法律事件における法律事務」に該当するため、報酬を得る目的ならアウト！
→ 行政書士ならOK
- 3) 生前対策の一貫として①公正証書遺言相談（法律相談含む）をうけ、②遺言書の原稿を作成し、公証人とのやり取りを行った。
→ 「一般の法律事件における法律事務」に該当するため、報酬を得る目的ならアウト！
→ 行政書士なら②OK
- 4) 相談者が自ら遺言を作成したが、税理士が遺言執行者として就任し、その職務遂行する
→ 「一般の法律事件における法律事務」に該当するため、報酬を得る目的なら本来アウト！
→ しかしながら、「他の法律（民法1018条）」で認められるため結果としてOK

■ 民法 1018条

(遺言執行者の報酬)

第千十八条 家庭裁判所は、相続財産の状況その他の事情によって遺言執行者の報酬を定めることができる。ただし、遺言者がその遺言に報酬を定めたときは、この限りでない。

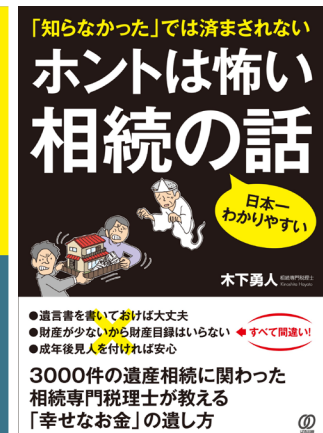
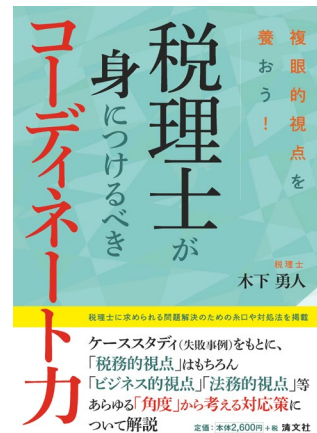
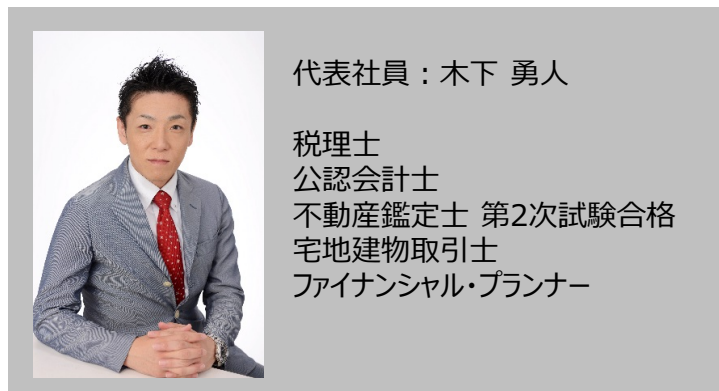
2 第六百四十八条第二項及び第三項並びに第六百四十八条の二の規定は、遺言執行者が報酬を受けるべき場合について準用する。

■ 考え方

原因： 1) クライアント（報酬が高い）、2) 同業者等からのタレコミ

→ 結論は非弁行為に該当する行為につき「無償（サービス）」で行うことを明示

愛知県津島市出身。監査法人トーマツ・税理士法人トーマツにて事業承継対策専門部署にて従事。2009年、名古屋で相続専門税理士法人を設立し、富裕層に対する不動産・財産コンサルティング、オーナー社長への事業承継コンサルティングを中心に業務を展開。2017年9月に東京事務所開設。現在、東京税理士会京橋支部所属。主な著書に、「税理士が身につけるべきコーディネート力（清文社）」「相続・事業承継に役立つ生命保険活用術（清文社）」「ホントは怖い相続の話（ぱる出版）」がある。



■ 税理士法人レディング 基本データ

〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-1-13 宝町TATSUMIビル4F
TEL : 03-6228-3785 FAX : 03-5539-3751
URL : <https://www.leding.or.jp> Email : info@leding.or.jp